解散公告

当社は令和七年八月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

宮崎県延岡市博労町二番地の三四

有限会社岩屋酒店

清算人　渕上　寛司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

宮崎県宮崎市大字小松字上川原一一一九番二六

株式会社涼風

代表清算人　井上　強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島市平之町一〇番一五号グランフォーレ高見馬場一一〇二　株式会社薩摩製作所

代表清算人　篠原　秀嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島県南九州市頴娃町別府六六二二番地

有限会社上村呉服店

清算人　上村　修子

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

沖縄県那覇市字松川五六番地一

サンコー株式会社

代表清算人　森　優

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日、診療所のすべてを廃止したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

神奈川県鎌倉市材木座三丁目一四番一七号

医療法人社団沼田医院

清算人　細谷　真央

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都品川区大井一丁目四八番八号三谷ビル一Ｆ

医療法人社団ＷｉＮ

清算人　大島　晃

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都目黒区目黒本町六丁目五番五号

医療法人社団慶心有来会

清算人　斉藤　拓也

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区日本橋小網町一六番一九号小網町大都ビル二階

医療法人あしたば

清算人　田中　恵子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

富山県高岡市伏木古府一番地　柳重寺

清算人　金原　孝宜

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに浜松市長の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

静岡県浜松市中央区高丘東五丁目一二番一号

医療法人社団ひまわり会

清算人　森下　正美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

名古屋市東区白壁三丁目一一番五号

宗教法人御嶽教心揚教会

清算人　野々垣健治

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年二月二十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

神戸市垂水区塩屋町六丁目一番八号

高尾台ハイツ管理組合法人

清算人　玉田　政彦

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島県鹿屋市札元二丁目三八〇八番地一

医療法人ひろた耳鼻咽喉科

清算人　廣田　常治